

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年1月6日提出
【計算期間】	第10期(自 2021年10月12日至 2022年10月11日)
【ファンド名】	アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社 （２０２３年７月１日よりＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 智己
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目２番１号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 （ ） 資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファ ンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券(株 式一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若し

くは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

- （１）ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- （３）ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- （４）その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（３）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

2023年7月1日以降、「岡三アセットマネジメント」「岡三アセットマネジメント株式会社」など当社名を表す記載につきましては、「ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社」とお読み替え下さい。

ファンドの特色

1 | 以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資します。

中長期的な成長が期待される地域の株式に投資することにより、値上がり益の獲得を目指します。

- イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)
 〈運用会社〉イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
 (投資対象とする「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の投資顧問会社)
 イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
- 日本マネー・マザーファンド



投資対象国・地域(2022年10月末現在)

日本を除くアジア・オセアニア地域の株式とは・・・

「MSCIオール・カンTRIES・アジア・パシフィック指数(除く日本)」の採用国および地域の株式です。

中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、オーストラリア、ニュージーランド

※すべての投資対象国・地域に投資するとは限りません。今後変更される場合があります。



イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドについて

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、運用会社として「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)」の投資信託財産の運用指図等の業務を行っています。同ファンドの親投資信託である「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」については、運用指図に関する権限をイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドに委託しています。

※イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、英国ブルーデンシャル社(以下「最終親会社」)の間接子会社です。最終親会社は170年以上の歴史を有し、アジア・アフリカ地域を中心に業務を展開しています。最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2022年10月末現在、アジアでは15の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。

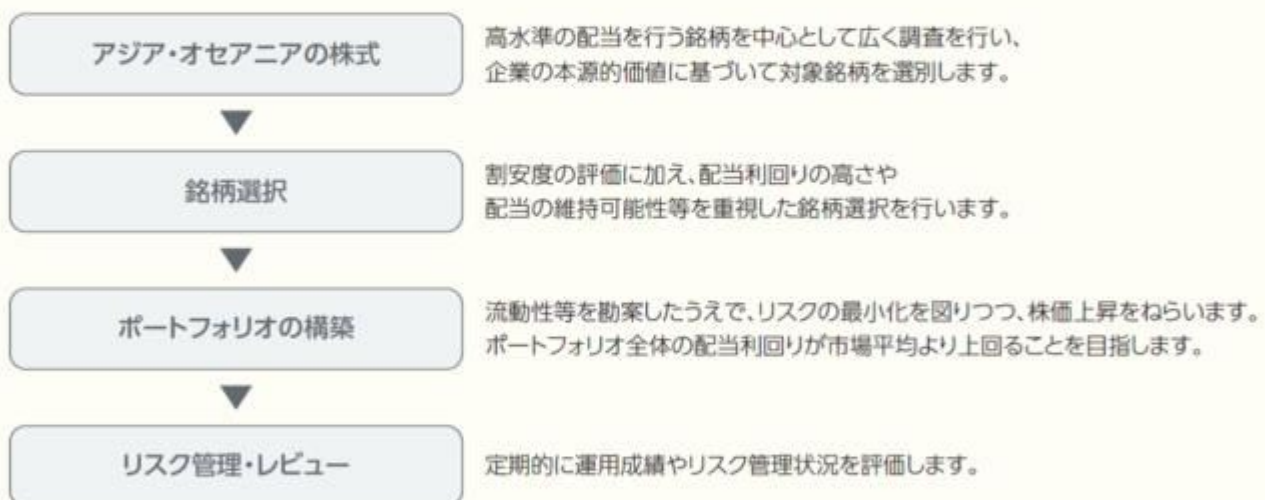
なお、最終親会社、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

2 | 実質的に、好配当の銘柄を中心に投資します。

高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資します。

3 | イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)」の運用プロセス



※上記運用プロセスは今後変更される場合があります。

4 | 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 分配方針

毎年10月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、日本マネー・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

2013年9月25日 投資信託契約締結、設定、運用開始

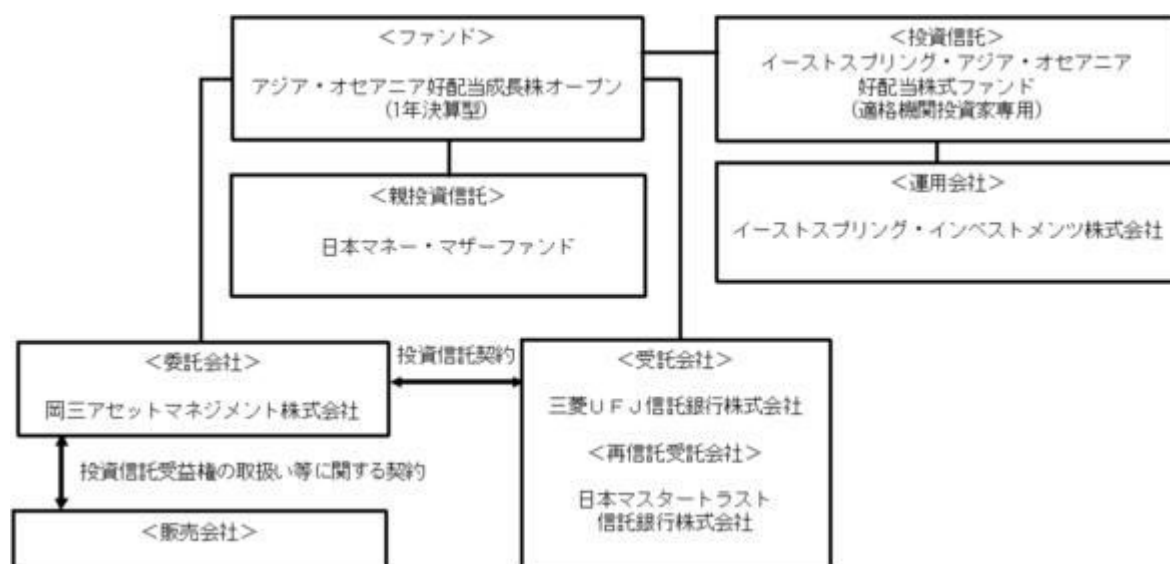
（３）【ファンドの仕組み】

■ ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。

受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資対象とする投資信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2022年11月末日現在）

資本金

60億284千円

委託会社の沿革

1964年10月 6日	「日本投信委託株式会社」設立
1987年 6月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5千万円）
1990年 6月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
2008年 4月 1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2022年11月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 60億284千円）

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ．アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証

券およびわが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、次に定めるものとします。

- ・ イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）
- ・ 日本マネー・マザーファンド

ハ．投資信託証券への投資を通じて、主としてアジア（日本を除く）・オセアニア地域の好配当の株式に投資することにより、高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

ニ．アジア（日本を除く）・オセアニア地域の好配当の株式に投資する投資信託証券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

ホ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて、投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．金銭債権
- ハ．約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ．の証券の性質を有するもの

ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

ニ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ホ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ｃ 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)投資対象とする投資信託証券の概要

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。（ファミリーファンド方式で運用されます。） マザーファンドにおける主要な投資対象国および地域 MSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック指数（除く日本）の採用国および地域の株式に投資を行います。
投資態度	マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定した配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。 国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができるものとします。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができるものとします。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用指図に関する権限を除きます。）を、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに委託しております。

主要な投資制限	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算日、 分配方針	毎月6日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額は、運用会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.605%（税抜0.55%） マザーファンドの委託先運用会社への報酬が含まれています。
その他の費用	申込手数料はありません。 株式等の売買委託手数料、財務諸表の監査費用及び当該監査費用に係る消費税等相当額、海外における資産の保管等に要する費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等（マザーファンドにかかる費用を含んで記載しております。）を、投資信託財産中から支弁します。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

日本マネー・マザーファンド

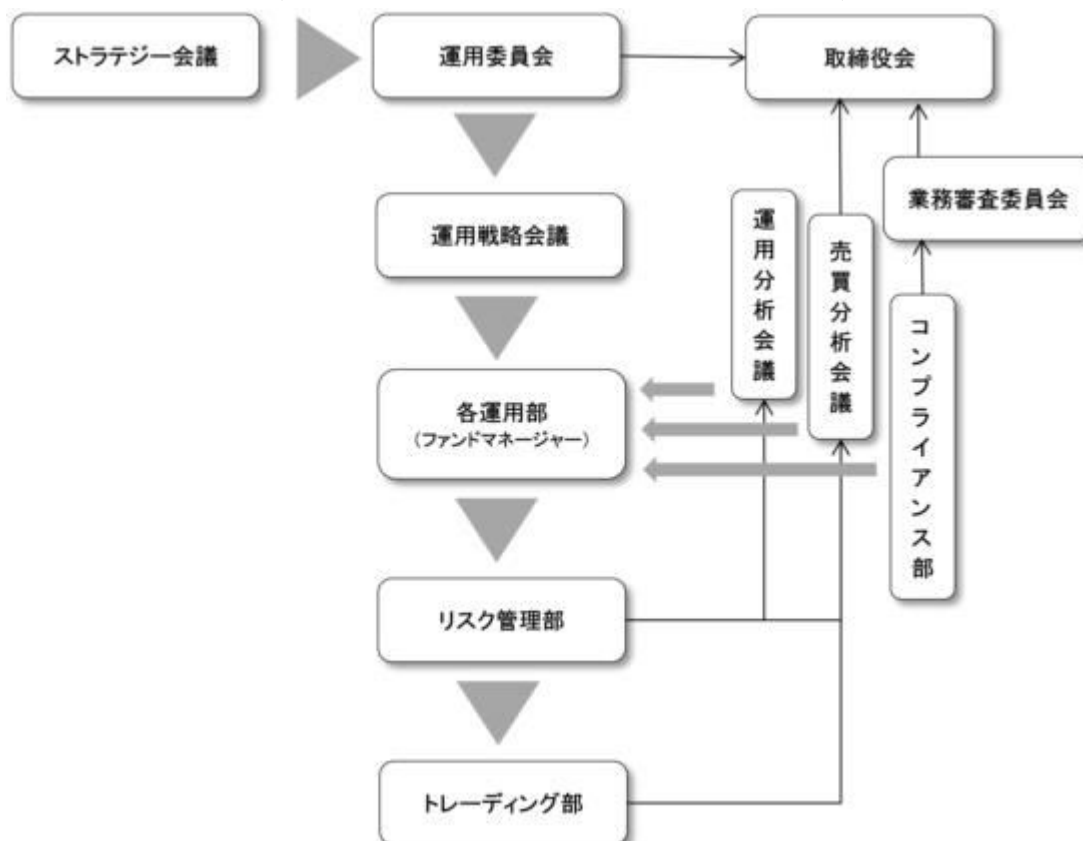
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

投資態度	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年10月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（３）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 （月1回開催）	運用本部が開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 （月1回開催）	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。また、投資するファンドの運用内容についてモニタリングを行います。
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 （月1回開催）	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 （2～5名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 （5～10名程度）	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 （5～10名程度）	有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、他の運用会社が運用の指図を行う投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性、運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、運用成績等に関するモニタリングを行っています。

運用体制等につきましては、2022年10月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

- 毎年10月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。
 - a 分配対象収益の範囲
繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、日本マネー・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
 - b 分配対象収益についての分配方針
分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。
 - c 留保益の運用方針
収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
 - d 分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。
- 分配金再投資コースの場合、分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 公社債の運用指図
国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。
- 資金の借入れ
 - a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴

う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

< 関係法令に基づく投資制限 >

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

< 投資リスク >

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特に、エマージング諸国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、エマージング諸国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品、金融債、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

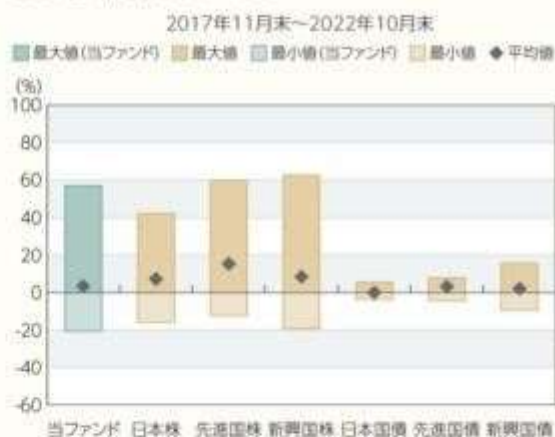
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- ★分配金再投資基準価額は、2017年11月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- ★年間騰落率は、2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	57.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値	△ 20.8	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4
平均値	3.3	7.2	15.3	8.4	0.0	3.2	2.0

- ★全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ★2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ★決算日に対応した数値とは異なります。
- ★当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の賠償について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

2023年7月1日より、<https://www.sbiokasan-am.co.jp>となります（以下同じ。）。

追加型証券投資信託「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.30%が信託財産留保額として控除されます。

（３）【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.155%（税抜1.05%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.44%（税抜0.40%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.66%（税抜0.60%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.055%（税抜0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

< 実質的な信託報酬の総額 >

・「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率0.605%（税抜0.55%）を乗じて得た額です。

・「日本マネー・マザーファンド」には、信託報酬はありません。

ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の受益権を高位に組入れて運用を行いますので、ファンドの信託報酬に当該投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.76%（税抜1.6%）程度を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、当該投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等を間接的にご負担いただきます。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- ・ 配当控除の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記の内容は2022年10月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2022年10月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（１）【投資状況】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,858,276,813	98.19
親投資信託受益証券	日本	3,884,007	0.21

コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	30,321,722	1.60
合計（純資産総額）		1,892,482,542	100.00

（参考）日本マネー・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	日本	382,328,780	94.88
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	20,632,611	5.12
合計（純資産総額）		402,961,391	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資信託受益証券	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	3,948,739,510	0.4843	1,912,374,544	0.4706	1,858,276,813	98.19
2	日本	親投資信託受益証券	日本マネー・マザーファンド	3,823,218	1.0159	3,884,008	1.0159	3,884,007	0.21

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.19
親投資信託受益証券	0.21
合計	98.40

（参考）日本マネー・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	日本	特殊債券	第４５回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100.26	100,265,778	100.26	100,265,778	0.815	2023年２月17日	24.88
2	日本	特殊債券	第１９回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	63,000,000	100.27	63,171,590	100.27	63,171,590	0.668	2023年３月15日	15.68
3	日本	特殊債券	第５１回政府保証地方公共団体金融機構債券	54,000,000	100.68	54,367,395	100.68	54,367,395	0.835	2023年８月14日	13.49
4	日本	特殊債券	第２回政府保証新関西国際空港債券	50,000,000	100.61	50,306,402	100.61	50,306,402	0.882	2023年６月27日	12.48

5	日本	特殊債券	第182回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	100.23	50,115,021	100.23	50,115,021	0.834	2023年1月31日	12.44
6	日本	特殊債券	第180回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	100.12	50,062,130	100.12	50,062,130	0.734	2022年12月28日	12.42
7	日本	特殊債券	第189回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	14,000,000	100.28	14,040,464	100.28	14,040,464	0.541	2023年4月28日	3.48

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
特殊債券	94.88
合計	94.88

【投資不動産物件】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）

該当事項はありません。

（参考）日本マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）

該当事項はありません。

（参考）日本マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）

	純資産総額(円)		基準価額（円） （１口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2013年10月10日）	9,903,938	9,903,938	0.9904	0.9904

第2期計算期間末	(2014年10月10日)	709,480,102	709,480,102	1.1337	1.1337
第3期計算期間末	(2015年10月13日)	2,158,772,033	2,158,772,033	1.1344	1.1344
第4期計算期間末	(2016年10月11日)	2,086,481,870	2,086,481,870	1.0509	1.0509
第5期計算期間末	(2017年10月10日)	2,404,760,150	2,404,760,150	1.2968	1.2968
第6期計算期間末	(2018年10月10日)	2,596,670,525	2,596,670,525	1.2062	1.2062
第7期計算期間末	(2019年10月10日)	2,655,933,608	2,655,933,608	1.1419	1.1419
第8期計算期間末	(2020年10月12日)	2,586,829,382	2,586,829,382	1.2106	1.2106
第9期計算期間末	(2021年10月11日)	2,324,405,397	2,324,405,397	1.3691	1.3691
第10期計算期間末	(2022年10月11日)	1,967,073,649	1,967,073,649	1.2689	1.2689
	2021年10月末日	2,387,208,711	—	1.4114	—
	11月末日	2,233,431,397	—	1.3550	—
	12月末日	2,286,816,404	—	1.3891	—
	2022年 1月末日	2,225,719,833	—	1.3699	—
	2月末日	2,193,629,772	—	1.3510	—
	3月末日	2,289,228,883	—	1.4059	—
	4月末日	2,187,934,497	—	1.3550	—
	5月末日	2,193,588,219	—	1.3807	—
	6月末日	2,197,705,500	—	1.3936	—
	7月末日	2,113,116,964	—	1.3531	—
	8月末日	2,133,889,492	—	1.3638	—
	9月末日	1,948,021,604	—	1.2573	—
	10月末日	1,892,482,542	—	1.2331	—

【分配の推移】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）

	期間	分配金 (１口当たり)
第1期計算期間	2013年 9月25日～2013年10月10日	0.0000円
第2期計算期間	2013年10月11日～2014年10月10日	0.0000円
第3期計算期間	2014年10月11日～2015年10月13日	0.0000円
第4期計算期間	2015年10月14日～2016年10月11日	0.0000円
第5期計算期間	2016年10月12日～2017年10月10日	0.0000円
第6期計算期間	2017年10月11日～2018年10月10日	0.0000円
第7期計算期間	2018年10月11日～2019年10月10日	0.0000円
第8期計算期間	2019年10月11日～2020年10月12日	0.0000円
第9期計算期間	2020年10月13日～2021年10月11日	0.0000円
第10期計算期間	2021年10月12日～2022年10月11日	0.0000円

【収益率の推移】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2013年 9月25日～2013年10月10日	1.0
第2期計算期間	2013年10月11日～2014年10月10日	14.5
第3期計算期間	2014年10月11日～2015年10月13日	0.1
第4期計算期間	2015年10月14日～2016年10月11日	7.4
第5期計算期間	2016年10月12日～2017年10月10日	23.4
第6期計算期間	2017年10月11日～2018年10月10日	7.0
第7期計算期間	2018年10月11日～2019年10月10日	5.3
第8期計算期間	2019年10月11日～2020年10月12日	6.0
第9期計算期間	2020年10月13日～2021年10月11日	13.1
第10期計算期間	2021年10月12日～2022年10月11日	7.3

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	10,000,000	0
第2期計算期間	701,200,987	85,399,554
第3期計算期間	1,678,077,327	400,936,898
第4期計算期間	483,599,696	401,155,701
第5期計算期間	665,595,287	796,643,815
第6期計算期間	1,017,776,779	719,376,710
第7期計算期間	674,980,246	501,767,304
第8期計算期間	401,377,163	590,493,340
第9期計算期間	632,786,825	1,071,811,529
第10期計算期間	196,541,102	344,124,162

参考情報

2022年10月31日現在

運用実績

● 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

2022年10月	0円
2021年10月	0円
2020年10月	0円
2019年10月	0円
2018年10月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)	98.19%
日本マネー・マザーファンド	0.21%

組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
TSMC/台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	6.98%
サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.38%
テンセント・ホールディングス	ケイマン諸島	メディア・娯楽	3.82%
BHPグループ	オーストラリア	素材	3.44%
リライアンス・インダストリーズ	インド	エネルギー	2.75%
中国建設銀行	中華人民共和国	銀行	2.73%
ナショナル・オーストラリア銀行	オーストラリア	銀行	2.72%
バンクネガラインドネシア	インドネシア	銀行	2.71%
ユナイテッド・オーバーシーズ銀行	シンガポール	銀行	2.53%
ハナ・フィナンシャル・グループ	韓国	銀行	2.48%

※比率はイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの純資産総額に対する比率です。国/地域は登記国/地域で記載しています。

※イーストスプリング・インベストメンツ株式会社のデータを基に岡三アセットマネジメントが作成しています。

● 年間収益率の推移



※ファンド内にはベンチマークはありません。

※2013年はファンドの設定日から年末まで、2022年は10月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、投資対象とする投資信託証券の取得申込みの受付が中止または取消しされたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日
- ・ 翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日である日

「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で

同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- ・ 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日
- ・ 翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日である日

「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位は、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。ただし、投資対象とする投資信託証券の解約請求の受付が中止または取消し

されたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときには、解約代金の支払日が遅延することがあります。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 投資対象とする投資信託証券の解約請求の受付が中止または取消されたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 投資信託証券の評価

投資対象とする投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。

■ 株式の評価

投資信託証券を通じて投資する海外の取引所上場株式は、原則として、海外の取引所における計算時に知りえる直近の日の最終相場で評価します。

■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

投資信託証券を通じて投資する外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■ 債券の評価

投資信託証券を通じて投資するわが国の債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお

問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2013年9月25日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年10月11日から翌年10月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（５）【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にや

むを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益

権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.okasan-am.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.okasan-am.jp>

2023年7月1日より、<https://www.sbiokasan-am.co.jp>となります。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様

の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社の変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（2021年10月12日から2022年10月11日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2021年10月11日現在)	第10期 (2022年10月11日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,031,362	3,048,897
コール・ローン	60,538,530	61,497,699
投資信託受益証券	2,267,226,838	1,912,374,544
親投資信託受益証券	4,587,166	4,584,007
流動資産合計	2,341,383,896	1,981,505,147
資産合計	2,341,383,896	1,981,505,147
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,309,753	1,888,540
未払受託者報酬	691,893	591,615
未払委託者報酬	13,837,741	11,832,146
未払利息	64	78
その他未払費用	139,048	119,119
流動負債合計	16,978,499	14,431,498
負債合計	16,978,499	14,431,498
純資産の部		
元本等		
元本	*1 1,697,809,459	*1 1,550,226,399
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	626,595,938	416,847,250
（分配準備積立金）	168,424,426	167,338,306
元本等合計	2,324,405,397	1,967,073,649
純資産合計	*2 2,324,405,397	*2 1,967,073,649
負債純資産合計	2,341,383,896	1,981,505,147

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2020年10月13日 至 2021年10月11日	第10期 自 2021年10月12日 至 2022年10月11日
営業収益		
受取配当金	51,491,049	56,921,280
受取利息	523	397
有価証券売買等損益	334,955,924	184,855,453
その他収益	11,879	-
営業収益合計	386,459,375	127,933,776
営業費用		
支払利息	18,122	15,504
受託者報酬	1,440,199	1,217,635
委託者報酬	28,803,694	24,352,448
その他費用	294,312	249,347
営業費用合計	30,556,327	25,834,934
営業利益又は営業損失（ ）	355,903,048	153,768,710
経常利益又は経常損失（ ）	355,903,048	153,768,710
当期純利益又は当期純損失（ ）	355,903,048	153,768,710
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	204,375,764	2,783,067
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	449,995,219	626,595,938
剰余金増加額又は欠損金減少額	278,609,310	73,083,890
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	278,609,310	73,083,890
剰余金減少額又は欠損金増加額	253,535,875	126,280,801
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	253,535,875	126,280,801
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	626,595,938	416,847,250

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	第10期
		自 2021年10月12日 至 2022年10月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、2021年10月12日から2022年10月11日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第9期 (2021年10月11日現在)	第10期 (2022年10月11日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,697,809,459口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,550,226,399口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.3691円 (10,000口当たりの純資産額 13,691円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.2689円 (10,000口当たりの純資産額 12,689円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期 自 2020年10月13日 至 2021年10月11日		第10期 自 2021年10月12日 至 2022年10月11日	
*1. 分配金の計算過程		*1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収A	38,085,423円	費用控除後の配当等収A	30,152,374円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売買等損益額		金補填後の有価証券売買等損益額	
収益調整金額 C	703,701,625円	収益調整金額 C	660,830,800円
分配準備積立金額 D	130,339,003円	分配準備積立金額 D	137,185,932円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	872,126,051円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	828,169,106円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F	1,697,809,459口	当ファンドの期末残存F	1,550,226,399口
口数		口数	
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000	5,136円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000	5,342円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金H	0円	10,000口当たり分配金H	0円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	0円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第9期 自 2020年10月13日 至 2021年10月11日	第10期 自 2021年10月12日 至 2022年10月11日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（４）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

期 別 項 目	第9期 自 2020年10月13日 至 2021年10月11日	第10期 自 2021年10月12日 至 2022年10月11日
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第9期 (2021年10月11日現在)	第10期 (2022年10月11日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 自 2020年10月13日 至 2021年10月11日	第10期 自 2021年10月12日 至 2022年10月11日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第10期 自 2021年10月12日 至 2022年10月11日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第9期 (2021年10月11日現在)	第10期 (2022年10月11日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 2,136,834,163円	期首元本額 1,697,809,459円
期中追加設定元本額 632,786,825円	期中追加設定元本額 196,541,102円
期中一部解約元本額 1,071,811,529円	期中一部解約元本額 344,124,162円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第9期(自 2020年10月13日 至 2021年10月11日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	220,038,792
親投資信託受益証券	2,707
合計	220,036,085

第10期(自 2021年10月12日 至 2022年10月11日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	185,195,883
親投資信託受益証券	3,159
合計	185,199,042

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	3,948,739,510	1,912,374,544	
	計	銘柄数：1	3,948,739,510	1,912,374,544	
		組入時価比率：97.2%			100.0%
	投資信託受益証券合計				1,912,374,544
親投資信託受益証券	日本円	日本マネー・マザーファンド	4,512,263	4,584,007	
	計	銘柄数：1	4,512,263	4,584,007	
		組入時価比率：0.2%			100.0%
	親投資信託受益証券合計				4,584,007
合計				1,916,958,551	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「日本マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本マネー・マザーファンド

貸借対照表

科 目	期 別	注記番 号	2021年10月11日現在	2022年10月11日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			4,445,992	3,358,641
コール・ローン			29,323,364	60,456,170
特殊債券			410,573,313	382,505,060
未収利息			554,014	315,382
前払費用			167,457	42,365
流動資産合計			445,064,140	446,677,618
資産合計			445,064,140	446,677,618
負債の部				
流動負債				
未払利息			31	77
その他未払費用			987	1,732
流動負債合計			1,018	1,809
負債合計			1,018	1,809
純資産の部				
元本等				
元本		*1	437,805,475	439,685,657
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			7,257,647	6,990,152
元本等合計			445,063,122	446,675,809
純資産合計		*2	445,063,122	446,675,809
負債純資産合計			445,064,140	446,677,618

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	自 2021年10月12日 至 2022年10月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2021年10月11日現在	2022年10月11日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数

2021年10月11日現在	2022年10月11日現在
437,805,475口	439,685,657口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たりの純資産額 1.0166円	1口当たりの純資産額 1.0159円
(10,000口当たりの純資産額 10,166円)	(10,000口当たりの純資産額 10,159円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 2020年10月13日 至 2021年10月11日	自 2021年10月12日 至 2022年10月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2021年10月11日現在	2022年10月11日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1. 元本の移動

2021年10月11日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2020年10月13日
期首元本額	422,513,077円
期首より2021年10月11日までの追加設定元本額	30,060,828円
期首より2021年10月11日までの一部解約元本額	14,768,430円
期末元本額	437,805,475円
2021年10月11日現在の元本の内訳（＊）	
米国優先リート１７－０７（為替ヘッジあり）	1,765,572円
アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）	325,834,704円
新興国連続増配成長株オープン	26,594,229円
米国短期ハイ・イールド債券オープン	49,037,879円
アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）	4,512,263円
PIMCO ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（資産成長型）	21,240,275円
PIMCO ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（年２回決算型）	8,820,553円
グローバル仮想世界株式戦略ファンド	- 円

2022年10月11日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2021年10月12日
期首元本額	437,805,475円

2022年10月11日現在	
期首より2022年10月11日までの追加設定元本額	97,133,229円
期首より2022年10月11日までの一部解約元本額	95,253,047円
期末元本額	439,685,657円
2022年10月11日現在の元本の内訳（＊）	
米国優先リート１７－０７（為替ヘッジあり）	- 円
アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）	247,111,009円
新興国連続増配成長株オープン	11,830,449円
米国短期ハイ・イールド債券オープン	128,754,444円
アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）	4,512,263円
PIMCO ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（資産成長型）	21,240,275円
PIMCO ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（年２回決算型）	8,820,553円
グローバル仮想世界株式戦略ファンド	17,416,664円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2021年10月11日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	1,504,287
合計	1,504,287

2022年10月11日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	854,990
合計	854,990

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	日本円	第2回政府保証新関西国際空港債券	50,000,000	50,332,042	
		第19回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	63,000,000	63,196,990	
		第180回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	50,083,530	
		第182回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	50,140,001	
		第189回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	14,000,000	14,044,984	
		第45回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,314,538	
		第51回政府保証地方公共団体金融機構債券	54,000,000	54,392,975	
	計	銘柄数：7 組入時価比率：85.6%	381,000,000	382,505,060 100.0%	
合計				382,505,060	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」を、主要投資対象としております。

以下の経理状況は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社から提供された財務諸表です。

ファンドの経理状況

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、当特定期間（2022年４月７日から2022年10月６日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
その監査報告書は該当する財務諸表の直前に添付しております。

財務諸表

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

（１）貸借対照表

区 分	注記 番号	前特定期間 (2022年4月6日現在)	当特定期間 (2022年10月6日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		688,053,904	-
親投資信託受益証券		140,624,616,113	108,428,642,487
流動資産合計		141,312,670,017	108,428,642,487
資産合計		141,312,670,017	108,428,642,487
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		152,533,173	282,912,821
未払受託者報酬		4,890,464	4,049,219
未払委託者報酬		62,353,397	51,627,519
未払利息		2,017	-
その他未払費用		1,232,000	1,232,000
流動負債合計		221,011,051	339,821,559
負債合計		221,011,051	339,821,559
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	254,221,955,086	217,625,247,371
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 ()	3	113,130,296,120	109,536,426,443
(分配準備積立金)		34,402,037,205	29,442,289,985
元本等合計		141,091,658,966	108,088,820,928
純資産合計		141,091,658,966	108,088,820,928
負債純資産合計		141,312,670,017	108,428,642,487

（２）損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前特定期間 自 2021年10月 7日 至 2022年 4月 6日	当特定期間 自 2022年 4月 7日 至 2022年10月 6日
		金 額(円)	金 額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		10,826,987,130	11,016,157,223
営業収益合計		10,826,987,130	11,016,157,223
営業費用			
支払利息		373,980	283,027
受託者報酬		32,009,089	27,252,290

委託者報酬	2	408,115,854	347,466,664
その他費用		1,232,000	1,232,000
営業費用合計		441,730,923	376,233,981
営業利益又は営業損失（ ）		10,385,256,207	11,392,391,204
経常利益又は経常損失（ ）		10,385,256,207	11,392,391,204
当期純利益又は当期純損失（ ）	1	10,385,256,207	11,392,391,204
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		236,931,445	544,331,301
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		137,467,508,047	113,130,296,120
剰余金増加額又は欠損金減少額		15,007,471,511	16,992,376,427
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		15,007,471,511	16,992,376,427
剰余金減少額又は欠損金増加額		-	-
分配金		818,584,346	2,550,446,847
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		113,130,296,120	109,536,426,443

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

当特定期間 自 2022年 4月 7日 至 2022年10月 6日
有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前特定期間 自 2021年10月 7日 至 2022年 4月 6日	当特定期間 自 2022年 4月 7日 至 2022年10月 6日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	前特定期間 (2022年4月6日現在)	当特定期間 (2022年10月6日現在)
1．元本の推移		
期首元本額	286,102,495,144円	254,221,955,086円
期中追加設定元本額	-	-
期中一部解約元本額	31,880,540,058円	36,596,707,715円
2．特定期間末日における受益権の総数	254,221,955,086口	217,625,247,371口

3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 113,130,296,120円	元本の欠損 109,536,426,443円
4. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.5550円 (5,550円)	0.4967円 (4,967円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 2021年10月 7日 至 2022年 4月 6日		当特定期間 自 2022年 4月 7日 至 2022年10月 6日	
1. 分配金の計算過程 第192期 2021年10月7日 2021年11月8日		1. 分配金の計算過程 第198期 2022年4月7日 2022年5月6日	
A 費用控除後の配当等収益額	64,630,183円	A 費用控除後の配当等収益額	158,996,462円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	0円	C 収益調整金額	0円
D 分配準備積立金額	37,966,235,840円	D 分配準備積立金額	34,144,526,948円
E 当ファンドの分配対象収益額	38,030,866,023円	E 当ファンドの分配対象収益額	34,303,523,410円
F 当ファンドの期末残存口数	280,631,037,913口	F 当ファンドの期末残存口数	252,319,005,515口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,355円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,359円
H 10,000口当たり分配金額	2円	H 10,000口当たり分配金額	6円
I 収益分配金金額	56,126,207円	I 収益分配金金額	151,391,403円
第193期 2021年11月9日 2021年12月6日		第199期 2022年5月7日 2022年6月6日	
A 費用控除後の配当等収益額	161,823,294円	A 費用控除後の配当等収益額	651,906,061円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	0円	C 収益調整金額	0円
D 分配準備積立金額	37,185,666,539円	D 分配準備積立金額	32,187,818,918円
E 当ファンドの分配対象収益額	37,347,489,833円	E 当ファンドの分配対象収益額	32,839,724,979円
F 当ファンドの期末残存口数	274,799,996,316口	F 当ファンドの期末残存口数	237,806,505,993口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,359円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,380円
H 10,000口当たり分配金額	6円	H 10,000口当たり分配金額	28円
I 収益分配金金額	164,879,997円	I 収益分配金金額	665,858,216円

前特定期間 自 2021年10月 7日 至 2022年 4月 6日		当特定期間 自 2022年 4月 7日 至 2022年10月 6日	
第194期 2021年12月7日 2022年 1月6日		第200期 2022年6月7日 2022年7月6日	
A 費用控除後の配当等収益額	113,708,008円	A 費用控除後の配当等収益額	602,307,536円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	0円	C 収益調整金額	0円
D 分配準備積立金額	36,305,325,942円	D 分配準備積立金額	31,416,372,206円
E 当ファンドの分配対象収益額	36,419,033,950円	E 当ファンドの分配対象収益額	32,018,679,742円
F 当ファンドの期末残存口数	268,316,113,397口	F 当ファンドの期末残存口数	232,207,547,141口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,357円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,378円
H 10,000口当たり分配金額	4円	H 10,000口当たり分配金額	26円
I 収益分配金金額	107,326,445円	I 収益分配金金額	603,739,622円
第195期 2022年1月7日 2022年2月7日		第201期 2022年7月7日 2022年8月8日	
A 費用控除後の配当等収益額	206,972円	A 費用控除後の配当等収益額	201,239,148円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	0円	C 収益調整金額	0円
D 分配準備積立金額	35,544,312,945円	D 分配準備積立金額	30,632,004,630円
E 当ファンドの分配対象収益額	35,544,519,917円	E 当ファンドの分配対象収益額	30,833,243,778円
F 当ファンドの期末残存口数	262,645,529,551口	F 当ファンドの期末残存口数	226,420,292,682口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,353円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,361円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	9円
I 収益分配金金額	0円	I 収益分配金金額	203,778,263円
第196期 2022年2月8日 2022年3月7日		第202期 2022年8月9日 2022年9月6日	

A 費用控除後の配当等収益額	321,506,140円	A 費用控除後の配当等収益額	655,979,476円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	0円	C 収益調整金額	0円
D 分配準備積立金額	35,157,209,055円	D 分配準備積立金額	29,983,323,452円
E 当ファンドの分配対象収益額	35,478,715,195円	E 当ファンドの分配対象収益額	30,639,302,928円
F 当ファンドの期末残存口数	259,783,480,324口	F 当ファンドの期末残存口数	221,643,628,323口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,365円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,382円
H 10,000口当たり分配金額	13円	H 10,000口当たり分配金額	29円
I 収益分配金金額	337,718,524円	I 収益分配金金額	642,766,522円
前特定期間 自 2021年10月 7日 至 2022年 4月 6日		当特定期間 自 2022年 4月 7日 至 2022年10月 6日	
第197期 2022年3月8日 2022年4月6日		第203期 2022年 9月7日 2022年10月6日	
A 費用控除後の配当等収益額	165,880,641円	A 費用控除後の配当等収益額	272,521,235円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	0円	C 収益調整金額	0円
D 分配準備積立金額	34,388,689,737円	D 分配準備積立金額	29,452,681,571円
E 当ファンドの分配対象収益額	34,554,570,378円	E 当ファンドの分配対象収益額	29,725,202,806円
F 当ファンドの期末残存口数	254,221,955,086口	F 当ファンドの期末残存口数	217,625,247,371口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,359円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,365円
H 10,000口当たり分配金額	6円	H 10,000口当たり分配金額	13円
I 収益分配金金額	152,533,173円	I 収益分配金金額	282,912,821円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額		2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左	

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自 2021年10月 7日 至 2022年 4月 6日	当特定期間 自 2022年 4月 7日 至 2022年10月 6日
---	---

1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 (2022年4月6日現在)	当特定期間 (2022年10月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
---	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 (2022年4月6日現在)	当特定期間 (2022年10月6日現在)
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	11,193,950,224	3,833,042,532
合計	11,193,950,224	3,833,042,532

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（4）附属明細表

1. 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（2022年10月6日現在）

在）

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	イーストスプリング・アジア・ オセアニア好配当株式マザー ファンド	41,483,144,268	108,428,642,487	
合計		41,483,144,268	108,428,642,487	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区 分	注記 番号	(2022年4月6日現在)	(2022年10月6日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		2,176,428,606	3,324,682,545
金銭信託		122,316	486,893
コール・ローン		1,749,646,137	1,492,824,594
株式		132,815,762,545	101,293,923,900
投資証券		6,809,458,970	4,995,739,026
未収入金		-	167,074,427
未収配当金		351,178,364	486,103,998
流動資産合計		143,902,596,938	111,760,835,383
資産合計		143,902,596,938	111,760,835,383
負債の部			
流動負債			
未払金		131,790	500,305,449
未払解約金		131,388	-
未払利息		5,129	4,376
流動負債合計		268,307	500,309,825
負債合計		268,307	500,309,825
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	50,461,142,042	42,567,303,416
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		93,441,186,589	68,693,222,142
元本等合計		143,902,328,631	111,260,525,558
純資産合計		143,902,328,631	111,260,525,558
負債純資産合計		143,902,596,938	111,760,835,383

(注)「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年10月7日から翌年10月6日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 2022年 4月 7日 至 2022年10月 6日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券につきましては、移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。
(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券	金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。
(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合については入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2021年10月 7日 至 2022年 4月 6日	自 2022年 4月 7日 至 2022年10月 6日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	(2022年4月6日現在)	(2022年10月6日現在)
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	57,297,323,087円 2,276,604円 6,838,457,649円	50,461,142,042円 2,990,290円 7,896,828,916円
元本の内訳 イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用） イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型） 合 計	49,312,556,059円 1,148,585,983円 50,461,142,042円	41,483,144,268円 1,084,159,148円 42,567,303,416円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	50,461,142,042口	42,567,303,416口

3. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	2,8517円 (28,517円)	2,6138円 (26,138円)
--------------------------------	----------------------	----------------------

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

自 2021年10月 7日 至 2022年 4月 6日	自 2022年 4月 7日 至 2022年10月 6日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券およびデリバティブ取引は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

(2022年4月6日現在)	(2022年10月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 株式及び投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(2022年4月6日現在)	(2022年10月6日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
株式	2,301,703,130	22,903,037,938
投資証券	185,599,862	626,559,594
合計	2,116,103,268	23,529,597,532

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(2021年10月7日から2022年4月6日まで及び2021年10月7日から2022年10月6日まで)に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

在)

（2022年10月6日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	SEA LTD-ADR ADR	113,589	60.50	6,872,134.50	
		113,589		6,872,134.50	

米ドル 小計				(994,122,976)	
オーストラリアドル	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	187,660	33.87	6,356,044.20	
	BHP GROUP LIMITED	1,015,537	40.50	41,129,248.50	
	BLUESCOPE STEEL LTD	537,106	16.40	8,808,538.40	
	DOWNER EDI LTD	2,390,635	4.73	11,307,703.55	
	SONIC HEALTHCARE LTD	211,192	31.87	6,730,689.04	
	CSL LTD	65,329	290.50	18,978,074.50	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	938,627	30.51	28,637,509.77	
	MACQUARIE GROUP LTD	129,288	162.10	20,957,584.80	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	4,468,287	4.78	21,358,411.86	
オーストラリアドル 小計		9,943,661		164,263,804.62 (15,488,434,137)	
香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL - H	24,774,000	3.49	86,461,260.00	
	PACIFIC BASIN SHIPPING LTD	18,724,000	2.65	49,618,600.00	
	SANDS CHINA LTD	4,742,800	21.05	99,835,940.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	1,059,900	279.00	295,712,100.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	762,712	84.20	64,220,350.40	
	JD.COM INC - CL A	743,350	213.00	158,333,550.00	
	UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS	12,635,000	6.52	82,380,200.00	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	1,694,500	50.35	85,318,075.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	3,229,500	26.70	86,227,650.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION	34,745,000	4.68	162,606,600.00	
	AIA GROUP LTD	1,818,200	70.20	127,637,640.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	2,305,000	41.10	94,735,500.00	
	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	2,316,000	12.38	28,672,080.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	1,167,500	90.30	105,425,250.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	1,510,500	40.45	61,099,725.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	9,202,000	6.39	58,800,780.00	
	ASMPT LIMITED	1,644,500	49.85	81,978,325.00	
香港ドル 小計		123,074,462		1,729,063,625.40 (31,866,642,616)	
シンガポールドル	UNITED OVERSEAS BANK LTD	936,600	26.50	24,819,900.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	6,902,900	2.55	17,602,395.00	
シンガポールドル 小計		7,839,500		42,422,295.00 (4,316,468,516)	
タイバーツ	PTT PCL-FOREIGN	13,974,700	34.25	478,633,475.00	
タイバーツ 小計		13,974,700		478,633,475.00 (1,852,311,548)	
インドネシアルピア	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO	31,829,600	8,850.00	281,691,960,000.00	
	DAYAMITRA TELEKOMUNIKASI TBK	11,421,369	725.00	8,280,492,525.00	
通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK PT	22,603,200	4,460.00	100,810,272,000.00	
インドネシアルピア 小計		65,854,169		390,782,724,525.00 (3,751,514,155)	
韓国ウォン	SK INNOVATION CO LTD	71,338	156,500.00	11,164,397,000.00	
	HANON SYSTEMS	1,017,278	7,990.00	8,128,051,220.00	
	HANA FINANCIAL GROUP	602,890	38,250.00	23,060,542,500.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	945,948	56,000.00	52,973,088,000.00	

	SK TELECOM	308,158	50,900.00	15,685,242,200.00	
	SK HYNIX INC	190,651	89,800.00	17,120,459,800.00	
韓国ウォン 小計		3,136,263		128,131,780,720.00 (13,210,386,592)	
新台湾ドル	FORMOSA PLASTICS CORP	4,415,000	87.70	387,195,500.00	
	HIWIN TECHNOLOGIES CORP	1,616,815	179.00	289,409,885.00	
	QUANTA COMPUTER INC	2,903,000	76.20	221,208,600.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	649,000	384.50	249,540,500.00	
	MEDIATEK INC	638,000	599.00	382,162,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	4,196,323	445.00	1,867,363,735.00	
新台湾ドル 小計		14,418,138		3,396,880,220.00 (15,575,035,496)	
インドルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	631,747	2,413.20	1,524,531,860.40	
	CONTAINER CORP OF INDIA LTD	979,964	710.15	695,921,434.60	
	AXIS BANK LTD	1,232,267	742.80	915,327,927.60	
	ICICI BANK LTD	1,205,477	867.65	1,045,932,119.05	
	INFOSYS LTD	229,642	1,429.40	328,250,274.80	
	GAIL INDIA LTD	12,021,285	87.25	1,048,857,116.25	
インドルピー 小計		16,300,382		5,558,820,732.70 (9,894,700,904)	
中国人民元（オフ ショア）	WANHUA CHEMICAL GROUP CO -A	460,152	92.10	42,379,999.20	
	YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL-A	288,900	174.12	50,303,268.00	
	INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	2,166,400	32.98	71,447,872.00	
	YONYOU NETWORK TECHNOLOGY-A	2,695,602	17.60	47,442,595.20	
中国人民元（オフショア） 小計		5,611,054		211,573,734.40 (4,344,306,960)	
合 計		260,265,918		101,293,923,900 (101,293,923,900)	

有価証券明細表注記

- （注）１．小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
 ２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

(2)株式以外の有価証券					
通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
香港ドル	投資証券	HKT TRUST AND HKT LTD STPL	13,257,000	123,687,810.00	
		LINK REIT	1,477,719	82,752,264.00	
香港ドル合計			14,734,719	206,440,074.00 (3,804,690,563)	
シンガポールドル	投資証券	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	6,576,200	11,705,636.00	
シンガポールドル合計			6,576,200	11,705,636.00 (1,191,048,463)	
合 計				4,995,739,026 (4,995,739,026)	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

有価証券明細表注記

- （注）１．小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
 ２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 1銘柄	100.0%	-	0.9%
オーストラリアドル	株式 9銘柄	100.0%	-	14.6%
香港ドル	株式 17銘柄	89.3%	-	30.0%
	投資証券 2銘柄	-	10.7%	3.6%
シンガポールドル	株式 2銘柄	78.4%	-	4.1%
	投資証券 1銘柄	-	21.6%	1.1%
タイバーツ	株式 1銘柄	100.0%	-	1.7%
インドネシアルピア	株式 3銘柄	100.0%	-	3.5%
韓国ウォン	株式 6銘柄	100.0%	-	12.4%
新台湾ドル	株式 6銘柄	100.0%	-	14.7%
インドルピー	株式 6銘柄	100.0%	-	9.3%
中国人民元（オフショア）	株式 4銘柄	100.0%	-	4.1%

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）

（2022年10月31日現在）

資産総額	1,901,967,026円
負債総額	9,484,484円
純資産総額（－）	1,892,482,542円
発行済数量	1,534,754,529口
１単位当たり純資産額（／）	1.2331円

（参考）日本マネー・マザーファンド

（2022年10月31日現在）

資産総額	402,961,840円
負債総額	449円
純資産総額（－）	402,961,391円
発行済数量	396,669,611口
１単位当たり純資産額（／）	1.0159円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。
- 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

- 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2022年11月末日現在）

資本金の額	60億284千円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	1,132,101株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022年11月30日	60億284千円（10億円）

（2）委託会社の機構（2022年10月末日現在）

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部が開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2022年10月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	147	9,263
追加型公社債投資信託	2	2,988
単位型株式投資信託	42	704
単位型公社債投資信託	6	127
合計	197	13,084

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2021年4月1日至2022年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2022年4月1日至2022年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,289,865	7,694,938
有価証券	9,581	476
短期貸付金	2 5,000,000	2 5,000,000
未収委託者報酬	983,794	1,104,368

未収運用受託報酬		190,144		10,322
未収投資助言報酬		11,876		11,876
前払費用		75,082		71,721
未収収益		24,653		21,958
その他の流動資産		5,081		1,907
流動資産合計		13,590,079		13,917,570
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	206,911	1	195,033
器具備品	1	39,014	1	33,602
有形固定資産合計		245,926		228,636
無形固定資産				
ソフトウェア		13,821		33,989
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		15,944		36,112
投資その他の資産				
投資有価証券		1,456,717		1,405,875
親会社株式		382,470		313,778
長期差入保証金		232,354		257,464
前払年金費用		22,969		41,704
その他		24,980		24,980
貸倒引当金		14,510		14,510
投資その他の資産合計		2,104,981		2,029,292
固定資産合計		2,366,852		2,294,040
資産合計		15,956,931		16,211,610

	前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	56,838	5,632
未払金	544,401	562,759
未払収益分配金	1	—
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	437,638	553,011
その他未払金	101,760	4,746
未払費用	223,730	240,442
未払法人税等	40,795	100,675
未払消費税等	50,055	62,522
賞与引当金	16,900	16,000
流動負債合計	932,720	988,031
固定負債		
退職給付引当金	307,698	303,215
役員退職慰労引当金	13,980	17,320
資産除去債務	91,515	92,457
繰延税金負債	78,590	33,150
固定負債合計	491,784	446,143
負債合計	1,424,505	1,434,175
純資産の部		
株主資本		

資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金	6,707,859	7,083,746
利益剰余金合計	12,606,351	12,982,238
株主資本合計	14,172,851	14,548,738
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	359,574	228,697
評価・換算差額等合計	359,574	228,697
純資産合計	14,532,426	14,777,435
負債・純資産合計	15,956,931	16,211,610

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	8,831,385	9,416,174
運用受託報酬	188,026	19,672
投資助言報酬	28,152	27,600
営業収益合計	9,047,564	9,463,447
営業費用		
支払手数料	4,017,029	4,176,894
広告宣伝費	135,571	119,199
公告費	240	0
受益権管理費	16,218	16,147
調査費	1,768,008	2,125,996
調査費	272,791	288,304
委託調査費	1,495,216	1,837,692
委託計算費	244,844	257,289
営業雑経費	328,836	294,253
通信費	59,718	60,150
印刷費	200,800	159,554
諸経費	57,894	62,833
協会費	6,928	5,610
諸会費	3,494	6,103
営業費用合計	6,510,749	6,989,781
一般管理費		
給料	1,260,048	1,307,294
役員報酬	105,110	97,380
給料・手当	1,152,002	1,205,457
賞与	2,935	4,457
交際費	4,076	3,647

寄付金	16,469	15,363
旅費交通費	6,962	9,803
租税公課	40,969	41,340
不動産賃借料	217,213	232,838
賞与引当金繰入	16,900	15,818
退職給付費用	48,562	33,420
役員退職慰労引当金繰入	5,530	3,890
固定資産減価償却費	39,795	36,678
諸経費	352,900	329,172
一般管理費合計	2,009,428	2,029,266
営業利益	527,385	444,399

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	35,827	1	33,968
受取利息	1	8,510	1	23,484
約款時効収入		2		1
受取補償金		44,425		38
債務時効益		—		63,645
雑益		24,496		5,427
営業外収益合計		113,262		126,566
営業外費用				
固定資産除却損	2	1,915	2	310
為替差損		17		91
支払補償費		44,425		38
雑損		184		—
営業外費用合計		46,543		439
経常利益		594,104		570,526
特別利益				
投資有価証券売却益		2,391		10,612
投資有価証券償還益		142		1,331
特別利益合計		2,534		11,943
特別損失				
有価証券償還損		35,746		1,445
投資有価証券売却損		71		4,071
特別損失合計		35,817		5,516
税引前当期純利益		560,821		576,953
法人税、住民税及び事業税		151,528		166,557
法人税等調整額		62,241		12,320
法人税等合計		213,769		178,878
当期純利益		347,051		398,074

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰余金 合計
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,382,996	12,281,488	13,847,988	182,899	182,899	14,030,887
当期変動額											
剰 余 金 の配当						22,188	22,188	22,188			22,188
当 期 純 利益						347,051	347,051	347,051			347,051
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									176,675	176,675	176,675
当期変動額 合計	-	-	-	-	-	324,863	324,863	324,863	176,675	176,675	501,538
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,707,859	12,606,351	14,172,851	359,574	359,574	14,532,426

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰余金 合計
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,707,859	12,606,351	14,172,851	359,574	359,574	14,532,426
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の配当						22,188	22,188	22,188			22,188
当 期 純 利益						398,074	398,074	398,074			398,074
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額（ 純 額）									130,877	130,877	130,877
当 期 変 動 額合計	-	-	-	-	-	375,886	375,886	375,886	130,877	130,877	245,009
当 期 末 残 高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等
総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15～18年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 33,150千円

上記の繰延税金負債33,150千円は、繰延税金資産118,868千円と繰延税金負債152,018千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を每期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	49,633千円	61,735千円
器具備品	124,718 "	114,517 "
計	174,351 "	176,253 "

2関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期貸付金	5,000,000千円	5,000,000千円

(損益計算書関係)

1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
受取配当金	12,720千円	12,720千円
受取利息	7,790千円	22,834千円

2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
器具備品	470千円	310千円
ソフトウェア	1,445千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2020年3月31日	2020年6月24日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	22,188	利益剰余金	40	2021年3月31日	2021年6月23日

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2021年3月31日	2021年6月23日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	22,188	利益剰余金	40	2022年3月31日	2022年6月22日

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1年以内	169,753	252,205
1年超	—	945,769
合計	169,753	1,197,974

(注) 定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	9,581	9,581	—
(2) 投資有価証券	902,856	902,856	—
(3) 親会社株式	382,470	382,470	—
(4) 長期差入保証金	232,354	232,146	208

「現金及び預金」、「短期貸付金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度
非上場株式	553,861

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	476	476	—
(2) 投資有価証券	852,014	852,014	—
(3) 親会社株式	313,778	313,778	—
(4) 長期差入保証金	257,464	257,237	226

「現金及び預金」、「短期貸付金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	当事業年度
非上場株式	553,861

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	336,529	—	—	336,529
親会社株式	313,778	—	—	313,778
差入保証金	—	257,237	—	257,237

なお投資信託の時価は上記に含まれておりません。投資信託の貸借対照表計上額は515,485千円であります。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

「現金及び預金」、「短期貸付金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券、親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

（注3）市場価格のない株式等(非上場株式等)については次のとおりであり、投資有価証券には含まれておりません。

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
非上場株式	553,861	553,861

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,289,865	—	—	—
短期貸付金	5,000,000	—	—	—
未収委託者報酬	983,794	—	—	—
未収運用受託報酬	190,144	—	—	—

有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	9,581	321,572	95,197	—
長期差入保証金	—	6,016	—	226,338
合計	8,283,240	327,589	95,197	226,338

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,694,938	—	—	—
短期貸付金	5,000,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,104,368	—	—	—
未収運用受託報酬	10,322	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	476	426,160	75,556	—
長期差入保証金	—	5,259	—	252,205
合計	13,810,106	431,419	75,556	252,205

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）株式	829,362	328,806	500,556
	（２）債券	—	—	—
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	190,199	163,000	27,199
小計		1,019,562	491,806	527,756
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（１）株式	11,830	12,350	520
	（２）債券	—	—	—
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	263,515	272,483	8,968
小計		275,345	284,833	9,488
合計		1,294,908	776,639	518,268

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）株式	641,142	328,806	312,336
	（２）債券			

	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	337,149	293,300	43,849
小計		978,292	622,106	356,186
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	9,165	12,350	3,185
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	178,812	202,183	23,371
小計		187,977	214,533	26,556
合計		1,166,269	836,639	329,629

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)及び、3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 (注3) に記載の通りであります。)

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	40,320	2,391	71
合計	40,320	2,391	71

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	178,540	10,612	4,071
合計	178,540	10,612	4,071

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	578,531	559,931
勤務費用	44,495	45,923
利息費用	173	559
数理計算上の差異の発生額	6,627	36,251
退職給付の支払額	69,896	53,330
退職給付債務の期末残高	559,931	589,334

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	328,129	369,840
期待運用収益	1,640	1,849
数理計算上の差異の発生額	59,538	21,250
事業主からの拠出額	14,753	17,960
退職給付の支払額	34,222	29,783
年金資産の期末残高	369,840	381,116

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	270,879	284,316
年金資産	369,840	381,116
	98,960	96,800
非積立型制度の退職給付債務	289,051	305,018
未積立退職給付債務	190,090	208,218
未認識数理計算上の差異	94,638	53,292
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284,729	261,510
退職給付引当金	307,698	303,215
前払年金費用	22,969	41,704
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284,729	261,510

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	44,495	45,923
利息費用	173	559
期待運用収益	1,640	1,849
数理計算上の差異の費用処理額	7,126	26,345
確定給付制度に係る退職給付費用	35,901	18,288

（５）年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
株式	40.2%	40.4%
一般勘定	27.7%	26.7%
債券	18.8%	19.3%
その他	13.3%	13.6%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

（６）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
割引率	0.10%	0.21%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度11,732千円、当事業年度14,203千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	94,217	92,844
役員退職慰労引当金	4,280	5,303
賞与引当金	5,174	4,899
ゴルフ会員権評価損	918	918

貸倒引当金	4,442	4,442
その他有価証券評価差額金	2,905	8,131
投資有価証券評価損	2,817	2,817
資産除去債務	28,022	28,310
未払事業税	5,326	8,308
未払不動産賃借料	8,910	—
その他	5,145	4,822
繰延税金資産小計	162,162	160,799
評価性引当額	40,619	41,930
繰延税金資産の合計	121,542	118,868
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	161,598	109,064
未収配当金	6,822	6,043
資産除去債務に対応する除去費用	24,678	24,141
前払年金費用	7,033	12,769
繰延税金負債の合計	200,133	152,018
繰延税金資産(負債)の純額	78,590	33,150

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	—
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.24%	—
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.38%	—
住民税均等割等	0.41%	—
評価性引当額の増減	7.24%	—
その他	0.01%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.12%	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	90,582	91,515
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	923	942
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	91,515	92,457

（収益認識関係）

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	9,416,174
残高報酬	9,318,471
成功報酬	97,703
運用受託報酬	19,672
投資助言報酬	27,600
合計	9,463,447

（２）収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

（３）当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

未収委託者報酬	1,104,368
未収運用受託報酬	10,322
未収投資助言報酬	11,876
合計	1,126,567

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（２）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（４）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（３）主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2021年4月 1 日 至2022年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（３）主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 岡三証券 グループ	東京都 中央区	18,589,682	証券業	被所有 直接 31.5%	直接の親会 社 資金貸付	資金貸付	5,000,000	短期 貸付 金	5,000,000
									未収 利息	2,189
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 3.4%	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,124,634 (注1)	未払 手数料 料	242,218 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 岡三証券 グループ	東京都 中央区	18,589,682	証券業	被所有 直接 31.5%	直接の親会 社 資金貸付	資金貸付	5,000,000	短期 貸付 金	5,000,000
									未収 利息	2,016
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 3.4%	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,358,137 (注1)	未払 手数料 料	382,839 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

4. 2022年1月1日付で岡三証券株式会社は、当該株式会社の兄弟会社である岡三オンライン証券株式会社を吸収合併したため、取引金額には合併前の岡三オンライン証券株式会社との取引金額が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1株当たり純資産額	26,198円66銭	26,640円36銭
1株当たり当期純利益金額	625円65銭	717円63銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益金額	347,051千円	398,074千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	347,051千円	398,074千円
普通株式の期中平均株式数	554,701株	554,701株

３．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額	14,532,426千円	14,777,435千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	14,532,426千円	14,777,435千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	554,701株	554,701株

(重要な後発事象)

[親会社による完全子会社化の方針の決定]

当社の親会社である株式会社岡三証券グループにて2022年5月26日に開催された取締役会において、2023年3月期中を目途に、株式交換及び株式の現物配当の方法により、当社を含めた同社の子会社6社の完全子会社化を進める方針が決定されました。

これにより、当社は、同社の完全子会社となる予定です。

[親会社における当社の合併会社化に向けた基本合意書の締結]

当社の親会社である株式会社岡三証券グループは、2022年5月27日にSBIホールディングス株式会社との間で、当社の合併会社化に向けた基本合意書を締結いたしました。

合併会社化の実施時期は、2023年3月末までを目途としております。最終合意に至った場合、SBIホールディングス株式会社は同社の子会社等を通じて当社の第三者割当増資を引き受ける方法により株式の51%を取得し、その結果、株式会社岡三証券グループは当社のその他の関係会社となる予定です。

当社の第三者割当増資前後における株式会社岡三証券グループの所有株式数および総株主の議決権に対する割合（予定）は以下のとおりであります。

	増資前	増資後（予定）
被 所 有 株 式 数	554,701株	554,701株
総株主の議決権に対する割合	() 100.0%	49.0%
当 社 と の 関 係	親会社	その他の関係会社

() (重要な後発事象) [親会社による完全子会社化の方針の決定]に記載の完全子会社化後の議決権割合であります。

中間財務諸表

(１) [中間貸借対照表]

(単位：千円)

当中間会計期間

(2022年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	7,699,634
有価証券	97,045
短期貸付金	5,000,000

未収委託者報酬		1,292,612
未収運用受託報酬		6,974
未収投資助言報酬		27,097
親会社株式		276,464
その他の流動資産		89,426
流動資産合計		14,489,254
固定資産		
有形固定資産	1	219,370
無形固定資産		37,195
投資その他の資産		1,555,625
投資有価証券		1,239,634
その他		330,501
貸倒引当金		14,510
固定資産合計		1,812,191
資産合計		16,301,445

（単位：千円）

当中間会計期間 （2022年9月30日）		
負債の部		
流動負債		
預り金		9,296
前受運用受託報酬		1,132
未払金		718,141
未払償還金		5,001
未払手数料		696,125
その他未払金		17,014
賞与引当金		8,434
未払法人税等		66,031
その他流動負債	2	259,502
流動負債合計		1,062,538
固定負債		
退職給付引当金		298,928
役員退職慰労引当金		18,850
繰延税金負債		5,559
資産除去債務		92,934
固定負債合計		416,272
負債合計		1,478,810
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		566,500
資本剰余金合計		566,500
利益剰余金		
利益準備金		179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		5,718,662
繰越利益剰余金		7,195,658
利益剰余金合計		13,094,150

株主資本合計	14,660,650
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	161,984
評価・換算差額等合計	161,984
純資産合計	14,822,635
負債・純資産合計	16,301,445

（２）[中間損益計算書]

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）		
営業収益		
委託者報酬		4,692,876
運用受託報酬		9,417
投資助言報酬		13,837
営業収益合計		4,716,131
営業費用		3,507,437
一般管理費		1,059,977
営業利益		148,717
営業外収益	1	28,117
営業外費用		321
経常利益		176,512
特別利益	2	18,272
特別損失		13
税引前中間純利益		194,771
法人税、住民税及び事業税		58,819
法人税等調整額		1,852
法人税等合計		60,671
中間純利益		134,100

（３）[中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：

千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435
当中間期変動額											
剰余金の配当						22,188	22,188	22,188			22,188
中間純利益						134,100	134,100	134,100			134,100
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									66,712	66,712	66,712

当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	111,912	111,912	111,912	66,712	66,712	45,199
当中間期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	7,195,658	13,094,150	14,660,650	161,984	161,984	14,822,635

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

す。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表へ与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2022年9月30日)
建物	67,917千円
器具備品	122,352 "
計	190,269 "

2消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
受取配当金	13,389千円
受取利息	11,831 "

2特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
--	--

投資有価証券売却益	18,272千円
-----------	----------

3減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
有形固定資産	14,131千円
無形固定資産	4,748 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	554,701	—	—	554,701

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2022年3月31日	2022年6月22日

(リース取引関係)

1.ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2.オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当中間会計期間 (2022年9月30日)
1年以内	252,205 千円
1年超	819,666 "
合計	1,071,872 "

(金融商品関係)

当中間会計期間(2022年9月30日)

1.金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	97,045	97,045	—
(2) 親会社株式	276,464	276,464	—

(3) 投資有価証券	685,773	685,773	—
------------	---------	---------	---

「現金及び預金」、「短期貸付金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
非上場株式	553,861

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	97,045	—	97,045
親会社株式	276,464	—	—	276,464
投資有価証券	295,163	390,610	—	685,773

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

「現金及び預金」、「短期貸付金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券、親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

（注3）市場価格のない株式等(非上場株式等)については次のとおりであり、投資有価証券には含まれておりません。

（単位：千円）

区分	当中間会計期間 (2022年9月30日)
非上場株式	553,861

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

当中間会計期間（2022年9月30日）

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	563,242	328,806	234,436
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	302,835	263,000	39,835
小計		866,077	591,806	274,271
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	8,385	12,025	3,640
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	184,820	221,977	37,157
小計		193,205	234,002	40,797
合計		1,059,282	825,808	233,474

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（2022年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30 日)
期首残高	92,457 千円

時の経過による調整額	476	"
当中間会計期間末残高	92,934	"

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
委託者報酬	4,692,876千円
残高報酬	4,684,856 "
成功報酬	8,019 "
運用受託報酬	9,417 "
投資助言報酬	13,837 "
合計	4,716,131 "

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2022年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	26,721円84銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	14,822,635
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	14,822,635
普通株式の発行済株式数(株)	554,701
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	554,701

	当中間会計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	241円75銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	134,100
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	134,100
普通株式の期中平均株式数(株)	554,701

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

[親会社に対する現物配当及び金銭配当]

当社は、2022年11月11日付開催の臨時株主総会において、親会社である株式会社岡三証券グループに対し、現物配当及び金銭配当を行うことを決議し、以下のとおり実施いたしました。

(現物配当)

配当財産の種類

株式会社岡三証券グループ 普通株式(8,075,180株)

配当財産の総額

672,954,053円(2022年11月14日時点帳簿価額)

効力発生日

2022年11月14日

(金銭配当)

配当財産の総額

10,000,000,000円

効力発生日

2022年11月17日

[第三者割当による新株式発行及び主要株主の異動]

当社は、2022年9月30日開催の取締役会において、SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを下記のとおり決議し、2022年11月30日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は、6,000,284,000円、発行済み株式総数は、1,132,101株となっております。

(1) 発行する株式の種類及び数	普通株式 577,400株
(2) 発行価額	1株当たり 17,320円
(3) 払込金額の総額	10,000,568,000円

（４）増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 5,000,284,000円 増加する資本準備金の額 5,000,284,000円
（５）払込期日	2022 年 11 月 30 日
（６）募集の方法	第三者割当の方法により、SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社に対し、発行株式の総数（577,400株）を割り当てる。

また、本第三者割当増資により、SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社は、当社株式の51%を取得し当社の親会社となりました。また、株式会社岡三証券グループの議決権保有割合は49%となり、当社のその他の関係会社となりました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更等

2022年11月30日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

また、2023年7月1日付で、商号の変更（新商号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行います。

（２）訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、SBIホールディングス株式会社の完全子会社であるSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、SBIホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法

適用関連会社となりました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）「受託会社」

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額

2022年3月末日現在、324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）「販売会社」（資本金の額は、2022年3月末日現在）

名 称	資本金の額（百万円）	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852	
アーク証券株式会社	2,619	
アイザワ証券株式会社	3,000	
あかつき証券株式会社	3,067	
阿波証券株式会社	100	
今村証券株式会社 ¹	857	
岩井コスモ証券株式会社	13,500	
株式会社 ＳＢＩ証券	48,323	
ＦＦＧ証券株式会社	3,000	
おきぎん証券株式会社	850	
香川証券株式会社	555	
寿証券株式会社	305	
三縁証券株式会社	150	
Ｊトラストグローバル証券株式会社	³ 3,000	
静岡東海証券株式会社	600	
大熊本証券株式会社	343	
東海東京証券株式会社	6,000	
内藤証券株式会社	3,002	
中原証券株式会社	506	
播陽証券株式会社	112	
ひろぎん証券株式会社	5,000	
北洋証券株式会社 ¹	3,000	
丸國証券株式会社	601	

水戸証券株式会社	12,272	
むさし証券株式会社	5,000	
明和証券株式会社	511	
山和証券株式会社	585	
楽天証券株式会社	17,495	
株式会社 イオン銀行	51,250	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 神奈川銀行	6,191	
株式会社 西京銀行	28,497	
株式会社 佐賀共栄銀行	2,679	
株式会社 三十三銀行	37,461	
株式会社 静岡中央銀行	2,000	
株式会社 荘内銀行	8,500	
株式会社 仙台銀行	22,735	
株式会社 第四北越銀行	32,776	
株式会社 千葉興業銀行 ¹	62,120	
株式会社 中京銀行	31,879	
株式会社 東北銀行 ¹	13,233	
株式会社 徳島大正銀行 ¹	11,036	
株式会社 栃木銀行	27,408	
株式会社 トマト銀行 ¹	17,810	
株式会社 富山第一銀行	10,182	
株式会社 東日本銀行	38,300	
株式会社 百十四銀行	37,322	
株式会社 福岡中央銀行	4,000	
株式会社 福島銀行	18,682	
株式会社 福邦銀行	9,800	
株式会社 豊和銀行	12,495	
株式会社 北都銀行	12,500	
株式会社 北洋銀行	121,101	
株式会社 みちのく銀行	36,986	
株式会社 宮崎太陽銀行	15,252	
株式会社 琉球銀行	56,967	
信金中央金庫 ²	690,998	信用金庫法に基づき信用金庫の業務を営んでいます。

1 ファンドの新規の販売は行いません。換金申込の受付、収益分配金の支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。

2 資本金の額は、出資の総額を記載しております。

3 Jトラストグローバル証券株式会社の資本金の額は、2022年10月1日現在です。

2【関係業務の概要】

（１）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（２）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 1月 7日	有価証券届出書
2022年 1月 7日	有価証券報告書
2022年 7月 8日	有価証券届出書
2022年 7月 8日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2022年6月21日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	榎倉昭夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大橋 睦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象（親会社による完全子会社化の方針の決定）に記載されているとおり、会社の親会社である株式会社岡三証券グループにて2022年5月26日に開催された取締役会において、会社の完全子会社化を進める方針が決定されている。
2. 重要な後発事象（親会社における当社の合併会社化に向けた基本合意書の締結）に記載されているとおり、会社の親会社である株式会社岡三証券グループは2022年5月27日にSBIホールディングス株式会社との間で会社の合併会社化に向けた基本合意書を締結している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月12日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 榎倉昭夫指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 猿渡裕子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）」の2021年10月12日から2022年10月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）」の2022年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月2日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	榎倉昭夫
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	大橋 睦

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象（親会社に対する現物配当及び金銭配当）に記載されているとおり、会社は2022年11月11日付開催の臨時株主総会において、会社の親会社である株式会社岡三証券グループに対して現物配当及び金銭配当を行うことを決議し実施している。
2. 重要な後発事象（第三者割当による新株式発行及び主要株主の異動）に記載されているとおり、会社は2022年9月30日開催の取締役会において、SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議し、2022年11月30日に払込が完了している。当該第三者割当増資により、SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社は会社の親会社となり、親会社であった株式会社岡三証券グループは会社のその他の関係会社となっている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。